

執行役選解任基準

(目的)

第1条 本基準は、取締役会で執行役を選任又は解任する際の基準を定める。

(執行役選解任方針)

第2条 取締役会は、独立した客観的な立場から、執行役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を踏まえて執行役を選任するとともに、執行役の適性に疑義ある事由が生じた場合には、当該執行役の解任について審議する。

(欠格事由)

第3条 取締役会は、以下の条件に該当する者を執行役として選任してはならない。

- (1) 会社法第402条第4項において準用する、同法第331条第1項に定める欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 反社会的勢力との関係が認められる者

(執行役選任基準)

第4条 取締役会は、以下の条件を満たす者を当会社の執行役として選任する。

- (1) 当会社の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 執行役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 執行役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(執行役解任基準)

第5条 取締役会は、執行役が以下の条件のいずれかに該当する場合は、当該執行役の解任につき審議する。

- (1) 法令又は定款に違反する行為、若しくはそのおそれのある行為を行ったとき
- (2) 故意又は重過失により当会社に重大な損害を生じさせる行為を行ったとき
- (3) 忠実義務に反して自己若しくは第三者の利益をはかる行為を行ったとき
- (4) 会社の信用を著しく毀損する行為を行ったとき

- (5) 第3条各号に規定する欠格事由のいずれかに該当することとなったとき
- (6) 前条各号に規定する基準を満たさなくなったとき

(改廃)

第6条 本基準の改廃は取締役会の決議による。